

さいたま市告示第 1 1 8 8 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 4 6 号）第 1 0 9 条第 1 項の規定に基づき、灯油等の流出又は地下への浸透による被害の予防上の必要な措置を次のとおり定めたので、告示する。

平成 2 0 年 1 1 月 1 9 日

さいたま市長職務代理者

さいたま市副市長 小 宮 義 夫

- 1 灯油等が公共用水域に流出した場合に備えて、その回収に必要なオイルフェンス、油吸着材等を常備しておくこと。ただし、次の 又は のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

灯油等が流入するおそれのある工場又は事業場内の排水溝に、灯油等の公共用水域への流出を防止するために必要な油水分離槽又は貯留槽が設置されているとき。

灯油等が流入するおそれのある工場又は事業場内の排水溝に警報機が設置され、かつ、灯油等の公共用水域への流出を防止するために必要な資材等が整備されているとき。

- 2 防油堤内その他灯油等を取り扱う場所の地盤面又は床面は、コンクリートその他灯油等が浸透しない材料で覆うこと。
- 3 前日終業時と当日始業時の灯油等の貯蔵量を比較し、灯油等の漏えいの有無を確認すること。
- 4 灯油等を取り扱う施設及びその関連施設の管理点検体制並びに事故時の連絡通報体制及び応急措置体制を整備すること。
- 5 1 から 4 までに定めるもののほか、工場又は事業場における灯油等の貯蔵又は取扱いは、危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）に定める技術上の基準に基づき、適切に行うこと。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。